

経済産業委員会議録 第十号

(一四四)

平成十六年四月十四日(水曜日)
午前十時四十六分開議

出席委員

委員長	根本 匠君	理事	今井 宏君	理事	江渡 聰徳君
理事	櫻田 義孝君	理事	佐藤 信二君	理事	鈴木 康友君
理事	吉田 治君	理事	鈴木 雅弘君	理事	今村 小野君
					小島 敏男君
					佐藤 信二君
					鈴木 淳司君
					西銘恒三郎君
					平井 卓也君
					増原 義剛君
					宮路 和明君
					菊田まきこ君
					神風 英男君
					樽井 良和君
					寺田 学君
					中山 義活君
					村井 宗明君
					江田 康幸君
					塙川 鉄也君
					経済産業大臣
					経済産業副大臣
					経済産業大臣政務官
					経済産業大臣政務官

政府参考人 (経済産業省商務情報政策局消費経済部長)	小川 秀樹君	正直君	鈴木 利明君	二郎君	小野 晋也君
経済産業委員会専門員	鈴木 駿	正直君	利明君	二郎君	小野 晋也君
					河野 太郎君
					増原 義剛君
					高山 智司君
					萩生田光一君
					藤井 孝男君
					松島みどり君
					鈴木 康弘君
					近藤 洋介君
					高山 智司君
					辻 晃君
					萩生田光一君
					寺田 学君
					神風 英男君
					村越 祐民君
					寺田 学君
					中津川博郷君
					計屋 圭宏君
					渡辺 周君
					坂本 哲志君
					坂本 哲志君
					中川 剛一君
					永谷 一彦君
					竹島 安賢君
					長嶺 安政君

部を改正する法律案並びに不正競争防止法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。この際お詫びいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として内閣府国民生活局長永谷安賀君、経済産業省大臣官房商務流通審議官青木宏道君及び経済産業省商務情報政策局消費経済部長小川秀樹君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○根本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○根本委員長 質疑の申し出があるので、順次これを許します。計屋圭宏君。

○計屋委員 民主党的な計屋圭宏でございます。

きょうは、商品取引所法の一部を改正する法律案その他について質問させていただきたいと思いまます。前回からこの商品先物取引についていろいろと問題を指摘しているわけでござりますけれども、きょうはちょっと視点を変えながら質問させていただきたいと思います。

まず、日本の先物市場の構造というか、この構造と欧米の市場の構造というのが、やはりこれはかなり違っているわけございまして、まずそこから大臣に御説明いただきたいと思うんです。

○中川国務大臣 おはようございます。

今、御指摘でございますが、商品先物といふのは、一つは、需要と供給のいわゆるリスクヘッジ、先物というものによるリスクヘッジという機

能を健全に発展させていかなければならない。また、いわゆる投資者あるいは委託者が、投資のリスクを前提にしながらもメリットが享受できるということもあって、それが市場の拡大にもつながつていくということでございます。

○根本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)

不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)

御指摘の欧米と日本との違いというのは、歴史的にも、また現在においても確かにあらんだけうと思います。オランダのチューリップの、これは投資といふんでしようかマーケットといふんでしようか、なんかがヨーロッパではもう何百年も前からあつたというふうに聞いておりますし、日本の場合には、江戸時代から米相場なんというのが堂島にあつたというのは我々昔から知っていることでございますけれども、日本の場合には日本的事情があつて、かなり、一つは、前回も御審議いただいたように、個人の資格の参加者が多い。個人といふと、どちらかというとアマチュアが多いということで、個人にも、毎回申し上げておりますが、私の地元の、農業生産地として、農業者がきちっとした、所得リスクを冒さないようになります。前回からこの商品先物取引についていろいろと問題を指摘しているわけでござりますけれども、きょうはちょっと視点を変えながら質問させていただきたいと思います。

まず、日本の先物市場の構造というか、この構造と欧米の市場の構造というのが、やはりこれはかなり違っているわけございまして、まずそこから大臣に御説明いただきたいと思うんです。

○中川国務大臣 おはようございます。

今、御指摘でございますが、商品先物といふのは、一つは、需要と供給のいわゆるリスクヘッジ、先物というものによるリスクヘッジという機能を健全に発展させていかなければならない。また、いわゆる投資者あるいは委託者が、投資のリスクを前提にしながらもメリットが享受できるということもあって、それが市場の拡大にもつながつていくということでございます。

我々は、最近は特に石油の健全な需給のためにも、石油に関する先物市場がどんどん伸びてきておりまして、他方、相場の規模も少なくなっている商品もござりますけれども、トータルとして、やはりこの商品先物市場が果たす役

1

割というのには日本においても大きいし、例えば東京工業品取引所のような大きなマーケットもあるわけでございます。必要性はますます大きくなつてしまりますので、歐米と丸々同じ基準ということを簡単に言えるかどうかはわかりませんけれども、やはり健全な市場の育成つまり市場参加者のルールに基づいた、そしてリスクというものを十分認識した形で、トータルとして日本経済に寄与ができるような形での商品先物市場の健全な育成に向かつて、いろいろな制度、ルール、意識を含めた整備が喫緊の課題であるということで御審議をいただいているということでござります。

○計屋委員 日本と歐米、特にアメリカの市場のメカニズムというのは随分違うわけでございまして、日本の場合だと、やはりどちらかといふと個人をターゲットとして市場が展開されている。アメリカの場合だと、プロ集団、というか、リスクヘッジという形で、当業者というのが参入をして市場が展開されている、こういうことが言えるわけでございます。そこに大きな違いがあつて、今度の改正というのは、やはりそういうところを目指して、今までの、個人投資家に、弱い者にして寄せがれていたというところに大きな問題がある、そういうところを改正しようというのがこの改正だらうと思うんです。

そこで、将来的に日本の先物市場をどういうマーケットとして青写真を描いているのか、経済産業省としてどう考へているのか、その辺をひとつ御説明いただきたいと思います。

○中川国務大臣 やはり、ニーズがある商品、先ほど申し上げたように、昔は米相場なんというのをございましたけれども、これが、戦前の、江戸時代から続く米相場がマーケットとしての機能を果たしていきたと同時に、一つの社会的な混乱を因にもなつたというようなことも戦前の歴史の中にはあったやに理解をしておりますけれども、そういうものはもちろん今はないわけであります。他方、先ほど申し上げましたように、石油なんというのは、日本はもう専ら世界じゅうから石油を確

保しなければいけない立場でございますから、そういう意味で、石油。また、その他、これからどういうものが出てくるかわかりませんけれども、要するに、相場、マーケットに出して、そこに当事者あるいはまた外部の投資家等が参加して、マーケットとして成り立ち得るのに必要なものがあれば、今後も機動的にそういうものに対応していく必要があると同時に、先ほど申し上げましたように、マーケットのルールあるいは参加者の意識というものをきちっとより確立していくかなければならない。これはセットだと思います。

そういう意味で、例えば、参加するときの、特に素人というか、プロではない皆さん方、個人を中心とした皆様方に対してのきっちりとした情報の提供であるとか、あるいはまたマーケットが健全にマーケット機能を果たすであるとか、あるいは決済機能がきちっとした形でなされるとか、そういうものも含めて、マーケットに必要な、そこに上場されるものの等のニーズ、それからマーケットそのものの健全性、トータルでもってこれから商品先物市場というものが発展をしていくということに対して柔軟に対応できるよう、経済産業省としても対応していかなければならぬ。

もう一つ、今シカゴの例を申し上げましたが、石油を中心にして、中国等々アジアでも似たような市場がどんどんできてきておりまして、特に中国のマーケットは急速な勢いで伸びているという状況でありますから、やはり東京がある意味では一つの金融センターであるという位置づけといふものを、これは失つてはならない、競争に負けてはならない。そのためにも、きちっとしたマーケットのルールなりファンダメンタルズを整えてやっていくことが、そういう近隣のマーケットとの競争にも打ちかつ必要があると私は思つておりますので、そういう観点からも、健全性に基づく発展が必要だろうというふうに考へておこざいます。

ジョンというのだが、今の大臣の答弁からは何が浮かんでこないんですね、イメージが。必要なものは取り入れて、近隣に負けないようにやっていく、そういうふうに思っていいかなと思います。それと、それがそれとして、私のところにも、商品の生物取引で電話の勧誘がしょっちゅうあるわけですよ。私の会社の方にも、もう毎日何件もありますし、また自宅の方もあるわけです。それで、私の友達も、セールスの電話の勧誘を受けた。もうしつこく何度も受けた。それで、たまたま忙しいときで、アポイントをとる羽目になった。元本は必ず返す、必ずもうかるよ、そういったような手法で勧誘、セールスマンが来るわけですね。そして、そういうたのに押されて、会社の運転資金一千万円を投資した。

それで、そのときにリスクの説明がなかつたといふんですね。それから、当初は少しの利幅があつた。ところが、会社の運転資金が底をついて、もう危ないということを感じるようになつた。そこで、商品取引員は次々と商品を売買し、手数料がかさみ始めた。五百萬円がマイナスになつた。それで、挽回できるからと口車にまた乗車された。そこで、さらに預託金を百五十三万円ほど預けた。それによって、今度は不安になつて、弁護士に相談した。そして、その結果、損害額が二千一百九十九万円となつた。うち手数料として千八百五十五万円の請求をされた。

これまで、何と十六ヶ月の間でこれだけのリスクを背負う羽目になつたというわけですね。ですから、問題として、やはり私は、日本の現状というのが、電話あるいは訪問勧誘、こういうところに大きな問題があると思うんですよ。

そして、やはり不招請勧誘禁止というものが今回の改正案には出ていないわけです。ですから、これはなぜ入れなかつたのか。あるいはまた、こういうものをやはりしっかりと禁止していかないといふ、こういったようななたぐいのことはあるわけですか。

す。今回の法律の改正案を見ましても、これは再度そういうことはできないと出でているわけですけれども、たしかに、これは人を変え、あるいはまた会社を変えて、こういったふうなことが行われている。これだけではざる法なんですよ。ですから、これについてどういうふうに考へるのか、ひとつお聞かせいただきたいと思うんです。

○青木政府参考人 ただいま計屋委員の方から、個人の投資家につきまして、強引な勧誘により、商品先物取引の仕組みあるいはリスク、こういったものをよく理解しないままに取引に参加をしてしまう、こういうケースについての御指摘がございました。まことに、大変残念なケースだと私ももも思つております。

まず、そもそも不招請勧誘について、顧客が望まない電話訪問を一切禁止するという意味での不招請勧誘につきましては、これは前回も御議論ございましたが、やはり、なかなか営業の自由といつたような大変大きな問題とも関連いたしますし、また、商品先物を含め、他の商品などとの全般の関係も含めて、幅広く議論をする必要があるのではないかというふうに考えております。

私ども、今回の改正案におきましては、先ほど委員がおっしゃいましたような、真に主体的な判断ができる個人、こういう者が安易に参加をしているといったような状況をやはり基本的に正す必要があるだろうということをございまして、いわば入り口段階の勧説規制を大幅に強化したところでございます。

まず初めに、不当な勧説行為の禁止でござりますけれども、私どもの改正案におきましても、もともと、勧説に先立つて商品先物の勧説であるということをきちんと告げるということ、それから、一度断つた顧客に対する再度の勧説を禁止するという意味での再勧説の禁止、あるいは、深夜、早朝等々に及ぶ迷惑を覚えさせるような方法での迷惑勧説の禁止といったようなものをまず禁止してございます。

それから第二点目でございますが、いわゆる適

合性原則、顧客の知識、経験、財産に照らして、合性原則、顧客の知識、経験、財産に照らして、いわば不適当な勧誘を行つてはならないという原則がございます。今回、これを法律上の義務としていたしました。

三点目がいわゆる説明義務でございます。商品先物、大変ハイリスクでございます。したがいまして、従来は書面交付で足りておりますけれども、これに加えて、顧客に対するしっかりと説明を義務づける。仮に、それに違反した場合には、顧客の損害を無過失で賠償するという無過失の損害賠償責任を課すこととした次第でござります。

なお、これらにつきましては、規制の実効性をしっかりと確保するために、運用ガイドラインというものを、今後、本法案を成立させていただけたならば、作成、公表を検討してまいりたいと思つております。

また、あわせて、罰則でございますけれども、今回の適合性原則それから説明義務を法定化したことによりまして、従来の業務改善命令に加えまして、六月以内の業務停止、最悪の場合には許可の取り消しといふこともできるようになつております。

それから二つの業務改善命令でございますけれども、従来限定列举でございましたけれども、今は委託者の保護のために必要な場合といふことで、大変広範なケースについて業務改善命令が発せることとしております。また、その罰則につきましても、現行法ではわずか五十万円の科料でござりますけれども、今回の改止案では、一年以下の懲役あるいは三百万円の罰金、法人の場合には二億円の法人重課ということで、大幅に罰則の強化をしております。

私どもといたしましては、こうした運用ガイドライン及び法の厳正な執行に今後しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○計屋委員　ただいま電話の勧誘あるいは訪問それから説明義務、適合性原則ということで説明があつたわけでございます。ただ、説明義務を怠れ

ば損害賠償ということになつて、認めているわけですけれども、取り消しの規定というのが、これは半年取り消しするということなんですか。これは取り消しの規定が出ていないんじゃないですかね。その、取り消しまできちっとうたつてもらいたいというふうに思うわけですね。

○小川政府参考人 御説明申し上げます。
説明義務につきましてでございますけれども、今審議官からお答え申し上げましたとおり、これに違反した場合、無過失の損害賠償責任ということで、民事上の重い責任を負うことになるわけですが、ますけれども、あわせて、これに違反した

次に質問を移させていただきますけれども、これから問題になるのは、やはり既存の、今までの、例えば日本の取引所の従来からの清算制度というものがあつて、そういうところに問題があつた。つまり、取引員が、そこに預託して、そしてそこにすべて任せせるという制度に問題があつたわけです。ですから、これを今度大きく改善して、商品取引清算機関というものを別に設けてやる、そういうたよな制度を設けていくこうしてあるわけでございますけれども、ただそれは、従来の清算制度といふものを廃止するんじやなく

それをする、平成二年も改正をして、その結果、やはり従来の形の手法というものがまかり通つて、無知な人、弱い人あるいは個人経営者というところが犠牲になつて、問題が出てきているわけです。

そこで、適合性違反の件でございますけれども、これは損害賠償あるいは取り消しを認めていたいのかないといふに思います。これに業務停止あるいはまた取り消しまで認めていくといふことは一歩前進したことだ、こういうふうに思いますが、従来限定列举でございましたけれども、今回は委託者の保護のために必要な場合といふことで、大変広範なケースについて業務改善命令が発せることとしております。また、その罰則につきましても、現行法ではわずか五十万円の科料でござりますけれども、今回の改止案では、一年以下の懲役あるいは三百万円の罰金、法人の場合には二億円の法人重課ということで、大幅に罰則の強化をしております。

私どもといたしましては、こうした運用ガイドライン及び法の厳正な執行に今後しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○計屋委員　ただいま電話の勧誘あるいは訪問それから説明義務、適合性原則ということで説明があつたわけでございます。ただ、説明義務を怠れ

委託者の資産の問題につきましては、これはまた別途措置をとつてございます。今回、手数料の自由化を本年末に迎えまして、商品取引員の競争環境というのも大変厳しくなつてくることが予想されるわけでございます。

そうした中で、万一にも、仮に商品取引員の破綻があつたとしても、お客様が預けた証拠金、こういったものが確実に保全されるよう、今回、委託者資産の抜本的強化を図つてあるところでございます。

従来は、委託者が預けました担保金の一部についてのみ商品取引所に預託をしておりましたが、今回の改正案では、委託者がその全額を直接商品取引所に預託をする。したがつて、万一何かあつたとしてもこれが安全に戻つてくるというのが一つでございます。

それから、証拠金以外の委託者資産につきましても分離保管の義務を強化いたしまして、例えば銀行預託といつたような場合によつては事業者の借入債権、借入債務との相殺がなされるおそれがあるといったような方法は、今回廃止をしております。

また、分離保管につきましても、これを法律上の義務といつてしまして、刑罰を科すこととしております。

三点目でございますが、以上によつて基本的に委託者資産の保全が図られると思ひますけれども、万々一に備えまして、委託者資産の補償を行う委託者保護基金の制度、こういったものの創設も今回御提案しているところでございます。

○計屋委員 そういったふうな対策をとつて、商品先物取引というものが存在する。では、趣旨はわかるわけですね。今私が追及しているのは、あるいはまた私が懸念をしているところは、やはり従来の日本の清算制度というものが存在する。ですから、平成二年のときも同じように改正したんですねけれども、やはり従来の方式でやつてきてる。今回も、今いろいろと対策をとつたんですねけれども、例えば電話の勧誘の

問題、あるいは訪問勧誘の問題だとか、あるいはさらには今言つた預託金の問題においても、こういったふうにして商品取引所に直接預託する、そういう制度をとつた、これは評価する部分なんです。

ただし、旧態依然とした、そういう制度を懸念して、そういうところをもつときちつとやつていいには、この旧來のやり方というものをそのまま温存させて新しいものだけ取り入れていくといふことが大きな、これは前進ということじゃなく、私は考へているわけです。

ですから、その辺を、本当に今改正したもので今までの被害というものがなくなつていくんでしょうかといふことを質問させていただいているわけでございます。どうなんでしょうか。

○青木政府参考人 幾つかに分けてお答えしたいと思ひます。

まず、被害というときに、一つは、万一、商品取引員に事故があつた場合にも委託者資産がきちんと返つてくるという意味での被害でございます。これにつきましては、先ほど来御答弁を申し上げているとおり、今回、商品取引員がみずから預かるという制度ができるだけ制約いたしまして、委託者が直接自らの名前で預託をするといつたような直接預託制度の導入ですか、あるいは、仮に商品取引員が一部預かる場合においても、それを例えれば信託等々、安全確実な方法で行なうといったような手段に変えていくところでございます。

また、これを担保する措置をいたしましても、従来、分離保管につきましては法律上の義務ではございませんでしたが、これを法律上の義務といつてしまして、その担保措置として刑罰を導入したところでございます。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

従来の決済制度でございますと、一言で言いま

おりますけれども、これは主として商品取引員と商品取引員の間の清算問題でございます。仮に、損方の一部の商品取引員が債務不履行を起こしたという場合に、相手の益方の方にそのリスクが遮断をされないで伝播してしまう、こういったリスクがございます。これを、今回清算機関を設立することによって遮断いたしたいと思っております。

それから、そもそも個人投資家の点につきましては、先ほど御答弁申し上げておりますとおり、入り口段階の勧誘規制というものを、三点において大幅に規制強化をしております。もう繰り返しませんけれども、一つは、説明義務、適合性原則、それから不当勧誘の禁止といったようなものでございます。それにつきましてもそれぞれ行政処分の基準というものを大幅に強化をしておりまして、私どもは今後、運用ガイドラインの策定、公表並びに法の厳正な執行、こういうところに全力を期してまいりたいと思っております。

○計屋委員 確かに、こういったふうにして、商品先物取引が改正することによって前進するという方向で、つまり、今までの弱い者を食い物にするような個人投資家というものの委託者というものの、あるいは無知な人をこういつたのに勧誘するということの歯どめという形になつていて、大変大切なことだと思います。

ただ、今後、日本の目指す市場というのが、リスクヘッジという、ユーチャーというのが今回の改正において直接参入できるということになつて、日本の市場も個人投資家を中心として展開していくところが、やはりこれを改正しながら、社会のニーズあるいはまたそういう先物商品の必要性ということにおいて、世界的な動きの中で、日本も市場のマーケットを変えていくところのがねらいであると思うんです。

そこで、やはりリスクヘッジという、こういつたふうな市場ですね、もっとユーチャーが参画できるような市場になつっていくのかどうか。今後の見通しについて、ちょっと説明をいただきたいと思うんです。

すと、いわば買ひ方の集団と売り方の集団が、集団対集団の関係で相対峙をいたしてございます。

したがいまして、どちらか、損方のある会員が何らかの事情で債務不履行を起こす、デフォルトを起こすといった場合には、益方の会員全員でその損害をかぶるということがございます。そこからさらに他の市場に波及をしていく、こういうおそれもございます。

これにかえて、クリアリングハウスでございますけれども、クリアリングハウスの導入をいたしましたと、買い方にとつてもあるいは売り方にとつても、債権債務の相手方は常にクリアリングハウスひとりということになります。大変明確でございます。万一、会員の債務不履行が生じたとしても、クリアリングハウスの取引の相手方であります益方の会員にクリアリングハウスみずからが益金を支払うということで、いわゆる損害の波及を遮断するという制度でございます。市場における商品取引の安全性の向上を図る上で、大変重要な役割を果たすものでございます。

○計屋委員 確かに、新しい方向に進むという意味においては、こういったふうなクリアリングハウスという清算機関を別に設けるということは、大変大切なことだと思います。

ただ、今後、日本の目指す市場というのが、リスクヘッジという、ユーチャーというのが今回の改正において直接参入できるということになつて、日本の市場も個人投資家を中心として展開していくところが、やはりこれを改正しながら、社会のニーズあるいはまたそういう先物商品の必要性ということにおいて、世界的な動きの中で、日本も市場のマーケットを変えていくところのがねらいであると思うんです。

そこで、やはりリスクヘッジという、こういつたふうな市場ですね、もっとユーチャーが参画できるような市場になつていくのかどうか。今後の見通しについて、ちょっと説明をいただきたいと思うんです。

ら上場が始まっており、石油製品の関係では、既にいわゆるリスクヘッジャーであります当業者という方の割合が徐々にふえつてあるところでございます。

私ども、今回の法律の改正案におきましては、実は当業者の定義というものを少し広げております。いわゆる当業者と申しますのは、商品取引所に上場されます商品の生産、販売あるいは加工、こういったものを業として行う業者でございまして、当然のことながら、商品についての価格変動リスクをヘッジするニーズがあるという者として位置づけられているわけでございます。

今回、当業者の生産、販売、加工といったような定義に加えて、「使用」つまり使うという言葉をつけ加えさせていただきました。これは、例えば石油製品で申し上げますと、燃料として石油を使います電力会社、こういったものは当然のことながらリスクヘッジがあるわけでございます。残念ながら、現在の生産、販売、加工という範疇ではこれが読めないということもございまして、使⽤するユーザーというのもこういうところに追加をし、ヘッジニーズがある業者が広く参加ができるといったような措置も今回講じたところでございます。

○計屋委員 時間がなくなってきたわけでございますけれども、ただしかし、今回の法改正によつて、日本のマーケットが本当に生き生きとして、世界の国からも日本のマーケットを活用して、これがどんどん活性化できるようひつ努力してもらいたいと思うんです。このリスクヘッジという機能は極めて重要であり、現在のような前近代的な取引慣行を脱して、やはり欧米型の商品市場をつくつていかなきやならない、こういうふうに思つてゐるわけでござりますけれども、ひとつそぞういたふうになつていくようには御努力をしていただきたいと要望して、質問を終わらせていただきます。

○根本委員長 次に、樽井良和君。

○樽井委員 民主党の樽井良和です。

きょうは、特定商取引法、そして商品取引所法の改正案について主に質問させていただきます。

実は、これは双方ともに他人事ではなくて、非常に身近な問題だと思っております。駅に立つて演説している間にも、あからさまに、ちょっととイヤサマくさいキャッチセールスのアンケート取りをして、突然私のところにも女の子から電話がかかってきて、何か当たりましたというような、そんな話があつたり、先ほどの計屋議員と同じように、会社の方には、こういった先物取引やりませんかという勧誘の電話が、まるで同窓生のような口ぶりでどんどんかかつてきましたりするというのが今の現状であります。

そんな中で、だます側の販売員、例えばアルバイトであるとかアボインターであるとか、こういった方々に改正された法律案というのがやはりちゃんと行き届くのかどうか。それで、改正案がかしやつと出て、これが通りました、悪のイタチごっこで、さらに網の目をくぐつたような悪徳商法が次から次へとあらわれてくるということが十分予想されるわけでありますが、そういう悪徳業者に対して、今後減少させるだけの力がこの法律改正には十分あるのだとお考えでしょうか。

○青木政府参考人 ただいま樽井委員の方から、キャッチセールスあるいはアボインメントセールス、こういうことについての規制強化の結果、そうはいつてもなかなか、末端の販売員などがよく知らない、あるいはわざと知らないふりをしてやつてしまふんじゃないか、こういうお尋ねがあつたと思います。

今回の特定商取引法の改正案でございますけれども、御案内のとおり、先ほどのキャッチセールスあるいはアボインメントセールスといった、販売目的を隠して消費者に接近をする、その上で、虚偽、誇大の広告を説明して、契約に至らしめ増しているところでございます。

私ども、そういう実態も踏まえまして、今回、いわゆる行政規制の強化と民事ルールの整備とい

う一本柱で整備をさせていただいたところでござります。

それとともに、現段階ですら、これは網の目をくぐつているんじゃないかというような事件が多く発しております。例えば、最近被害が多いのが

本法案が成立すれば、私ども、当然、消費者はもとよりでございますけれども、各事業者団体に対しても、さまざまな場を活用して、この新しい制度といったものの普及啓発を強力に進めてまいりたいと思っております。したがいまして、万々一にも改正案を知らないといったような違法行為が仮にあったとしても、これは当然、この悪質な事業者あるいはその販売員に対しましては、私ども、都道府県がいわゆる執行のパートナーでございまして、行政刑罰の適用につきましては警察当局でございますけれども、そうしたところと連携をしながら、行政規制の徹底を図るということをやりたいと思っております。

しっかりとやつていただきたいと思っております。それから、二点目でございますけれども、今回、私ども、民事ルールの充実というのも大変大きくな柱でございまして、いわゆる虚偽の説明ですか、重要な事項をわざと言わないといったような説明、その結果、消費者が誤認をして、意に反した契約をしてしまつたという場合には、これを取り消すことができるといった思い切った手段をとつております。したがいまして、その販売員が知つていても、虚偽の説明ある

ことは、まずお伺いいたします。

○坂本副大臣 先生ただいま申し上げたように、事業者が、高額の商品を買わせるという販売目的を隠して、そして、無料の講演会の名目とか景品提供などによって、高齢者等を特設の会場に説いて、会場の雰囲気がいいよ高まつたところで、高額商品をうそ、誇大説明で購入させるといふ悪質商法であります。

これは、従来から、訪問販売の一種として、特定商取引法の規制の適用を受け、虚偽説明の禁止等の規制がなされておりましたけれども、販売目的を隠して、特設の会場等に消費者を誘い込んで、勧誘を行うこと自体は禁止されていなかつたんですね。

今回の法改正では、次のような制度の整備を行つことにしております。

まず、勧誘目的を告げずに、消費者を公衆の出入りしない場所に誘い込んで勧誘する行為を、罰則をもつて禁止いたしております。これは、罰則は六ヶ月以下の懲役または百万円以下の罰金。これによつて、無料の景品提供等で特設会場へ誘い込むような行為が取り締まりの対象になつてくるわけでございます。その虚偽の説明によつて、誤

認して契約した消費者が契約を取り消し得る。」¹¹⁾

になります。

ざ
い
ま
す。

六

言ふと、この業者ではお預り金を返すことは、決してない。なぜなら、お預り金は、契約が成立するまでは、消費者の所有物であるからだ。したがって、契約を取り消して代金返還を求める道ができると、いうことになるわけでござります。

ですから、今回の法改正案では、商品の効能、効果等について誇大な広告をしている疑いがあると認められる事業者に対しましては、合理的な効

国民生活センターにつきましては、情報提供について日ごろから大変御協力をいただいておりま
す。私ども、大変感謝しております。今回の改正

供をいただいております。
ちなみに、日々の情報提供以外には、私ども、
国民生活センター、それから所管をいたしております。

○構井委員 ありがとうございます。
このような新制度を厳正、的確に運用することにより、催眠商法等の悪質訪問販売によるトラブルの防止の実効を上げるべく、警察等関係機関とも協力して努力したいと考えております。

能、効果の根拠資料を提出せよなどということで、も
し提出されない場合には、誇大であるとみなさ
て、行政処分を行うということができるようにな
ってまいります。これによりまして、誇大な広
告をしている悪質な事業者に対する取り締まりが

案の検討についても、非常に分析した資料を提供していただきまして、大いに参考とさせていただいた次第でございます。

ちなみに、ごく最近の動向を見ますと、まず、年齢別で申し上げますと、特にこの十年間でござ

ます内閣府、それから警察庁及び経済産業省の四者間で定期的に連絡会を持つておりますまして、今後とも、こうした情報を踏まえて、都道府県あるいは警察、関係機関とも密接に連携をしながら、法執行にも誤りなきを期してまいりたいと思つてお

その厳正で的確な対応というのをぜひひとつ置いて、被害の声が多い、そういう場合には対処していただくよう強く要請したいと思います。

能、効果の根拠資料を提出せよといふことで、もしある場合は、提出されない場合には、誇大であるとみなして、行政処分を行うことができるようになります。これによりまして、誇大な広告をしていては、悪質な事業者に対する取り締まりがなされ、一層迅速、的確に行われることになると考えております。

案の検討についても、非常に分析した資料を提供していただきまして、大いに参考とさせていただいた次第でございます。

ちなみに、ごく最近の動向を見ますと、まず、年齢別で申し上げますと、特にこの十年間でござりますけれども、六十歳以上、この方を高齢といふのかどうかは別としまして、六十歳以上の方々の苦情相談の占める割合が、十年間で一二%から一九%に急激に上がっているということが一つござります。

ます内閣府、それから警察庁及び経済産業省の四者間で定期的に連絡会を持つておりますが、今後とも、こうした情報を踏まえて、都道府県あるいは警察、関係機関とも密接に連携をしながら、法執行にも誤りなきを期してまいりたいと思っております。

そして、そういうた業界団体にちょっと入つて、いるようなことだけで、そういうた悪徳商法の団体が、まるで公の機関が自分たちを認定しているようなことを告げる。例えば、経済産業省かららい要請を受けまして私たちはこれをしていますとか、そういうふうなことをそういう講習会とかで

分、おくれた分だけ被害者がどんどんとふえてくる状況になってしまいますので、疑わしいときはぱつとそういう処理を行政上もしていただきたいということをぜひお約束をしていただきたいと思います。

ざいます。それから、二十歳代以下のいわゆる若年層でございますけれども、この苦情相談が全体のまだ三割という、引き続き大変大きな割合を占めているというのがまず、年齢別の大きな特色ではないかと思つております。

それから、各種の取引に共通して見られるいわ

データであり、信憑性が高いと思いますので、ぜひその辺の対応をよろしくお願ひいたします。

それで、国民生活センターの方に苦情が寄せられているのは、例えば平成十一年に三千四百九件、これが平成十四年には七千六百二十四件。それで、主務官庁の方、これは例えば経済産業省で

は言うわけです。あるいは、大手の、例えばテレビCMであるとか、あるいは物すごく信憑性の高いメディア的な新聞とかに広告を載せていていることと、いうのは、たくさんあるんです。

ですが、例えば、消費者トラブル、この実態なんですが、PICO-NET、全国消費生活情報ネットワークシステムに寄せられた苦情件数、それと、そのネット上に入っている情報の有効性、そして、その情報をもとに、一体これはどういう対処をしているのかというその仕組みをちょっと教えていただきたいんです。

ゆる手口で申し上げますと、やはり先ほども申し上げましたように、虚偽の説明、それから重要な事項をわざと言わない、こういったような不當勧誘がございますし、それから、先ほど江田大臣政務官からも御説明しました、商品の効能、効果につきまして虚偽あるいは誇大な広告、勧誘といつたようなものが目立つてござります。

すと、平成十一年二百九十三に対して、十四年は四百二十二件。大体どのデータで見ても、あるいはいろいろなホームページとかでデータを見て、全部苦情の件数というものは上がっているんですが、日本商品先物取引協会への苦情の件数、これが平成十一年には五百三件であったんですが、十四年度に三百四十九件、ちょっと減少ってきて

○江田大臣政務官 先生御指摘の、例えばやせ薬とかやせますよとか、そういうような誇大な広告などで、それで消費者に高額商品を売る、こういう悪質商法、こういうトラブルが非常に顕著になつております。

○青木政府参考人 今お尋ねの国民生活センターが運用いたしておりますいわゆるPIO-NETに登録されます全国の苦情相談件数でございますけれども、ちなみに、平成十四年度は、全体で八十七万件ございました。うち、私どものいわゆる特定商取引法で対処いたしております分野が約五万件でございまして、全体の約六割を占めている、あるいは六割以上を占めているという状況です。

それから、行為類型といいますか、商法で申し上げますと、いわゆる点検商法といいまして、水道局の方から参りましたといって、いわゆる販売目的を隠して、虚偽の説明によって高額のものを売りつける。あるいは、大学生を中心としたマルチ商法、これも大変関東を中心として急増してございます。

こうしたPIO-NETからいただきました各

いるんですね。のことについて、ちょっとと不可以解に思う。それと同時に、一日一件しか苦情処理をしなくて済むんだというような、こういったことをついてもちょっとと不自然だと思うんですけれども、その点についてお聞かせ願いたい。

○青木政府参考人 いわゆる日本商品先物取引協会、略して日商協と言つておりますけれども、委員御指摘のとおり、苦情件数につきましては、先

このような悪質商法に対しましては、現状では、専ら行政側が誇大さの裏づけを証明する必要があるというふうに現行ではなつておりますので、迅速な法執行が非常に困難となつておりますて、その間に消費者の被害が拡大するということ

でござります。
こういう言い方をいたしますと語弊があるかと思ひますけれども、PIO-NETといいますのは、私ども、消費者対策企画立案し執行するという立場にある者にとって、いわば宝の山でござります。

種の情報をしっかりと分析いたしまして、今回の法改正におきまして、行政規制の強化、それから民事ルールの整備というのを御提案しているところでございます。

ほど仰せられた数字でございます。
ただ、この日商協に寄せられた苦情件数とい
うのは、いわゆる苦情相談全体の件数のうち、
特に日商協がやはりこれはもう直接商品取引員に
対応を求めるべきやいけないといったようなもの

の、結果的に処理をした数と聞いておりまして、そういう意味で、少し数が減少しているようですが、

ただ、いわゆる最近經營破綻をいたしました件定の一、二の商品取引員、これに関する苦情をござりますと、むしろやはり増加傾向でございますし、それから、全体のいわゆる苦情相談件数も、例えば平成十一年度七千件強が十五年度で八千件を上回っておりまして、私ども、残念ながら、決して減少傾向にあるといったような認識はいたしてございません。

総務部長、理事、専務理事、これはすべて経済産業省のOBの天下りで起こっております。さらには、その取引員、破綻した場合に顧客に対しても補償する商品取引受託債務補償基金協会、これも別途理事長あるいは理事、こういった方が、当然また経済産業省の方からもOBとして天下られています。これが、実は日商協に關しても天下り団体で、何か業界の自主団体とは非常に言いにくいくらい部分があるんじゃないかという疑念を持ちます。

（以下、吉田氏の発言）

（吉田氏） フジフューチャーズあるいは東京ゼネラル、せんだつて同僚の近藤議員の質問にもあつたアイコムのような、こういつた事件とか、あるいは破綻を引き起こしているのは、経済産業省の監督のまことに発生したといつてもちよつと過言じゃない。この改正案を通しておれば、監督ができるわけならば全くその意味がないので、まずは業界、自主団体としてもいろいろな再建が必要なんじゃないのかと。思うんですが、その辺の所見をお伺いします。

○坂本副大臣 そもそも日商協は、商品取引員の業務の適正を確保し、委託者の保護を図るために、その業務運営については主務大臣の監督にからしめているところであります。

（吉田氏） その主務大臣の監督権限は、設立の認可、裁判、紛争処理、報告徵収、立入検査、業務改善命令、監督上の処分、処分には業務停止命令、許可の取り消し、役員解任命令、定款の変更とかいろいろ

いろいろあるわけでござります
その法律に基づく監督権限
ことが行政に求められる責
しておるわけでござります

お尋ねの日商協の役員に経済産業省出身者が、これは常勤で一名、それから非常勤で一名在籍しているわけでございます。それによつて厳正かつ適正な行政が損なわれるのではないかと御懸念をなさつておるわけでございますが、経済産業省といたしましては、監督対象組織の役員に当省出身者が在籍するか否かを問わず、行政組織として行政への信頼を危うくするような事態を招くことはない、決してあつてはならない、そんなことはない、こういう考え方であります。引き続き、厳正かつ適切な行政運営に努めてまいります。

るに天下りして管理していくのかどうか、これがどうもややこしいと大臣にお伺いいたしました。

下つております。例えば特殊法人のトップについて、
て次官クラスを半分以下にせよとか、いろいろ御
指示をいただいておるところでありますし、私
も、経済産業省において、できるだけ総理の趣旨
に沿つた形でやつていただきたいと思っております。
ただ、天下りなるものをどんどんなくせばいい
ということではなくて、適材適所の人材、やはり
有能な人材、例えば中小公庫の総裁は民間人の古
がなつて、非常に頑張つてやつていただいておる
わけでもござりますし、また他方、行政の経験者
だった方も、そういうことで頑張つて能力を発揮
されて、きちつと、政府系、行政ではない立場で
その機関のために頑張つている方もおりますの
で、適材適所ということと、それから、象徴的な

意味としての一つのガイドラインを総理から指示をされているところでございます。

該当しないと私は理解はしておりますけれども、今言つた總理の原則というものを参考にしながら、今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

○櫻井委員 有能で適材適所な存在、本当にそ
うであれば、天下りであろうがきちんと対処てきて
いるなら、余り、大して問題にはならないと思う
んですが、例えば「やつてはいけない！商品先物
取引」、こういったホームページがあるんです。
まあ御存じかどうかわからないですけれども。こ
の中で、要するに、日商協のあつせん現場を録音
しているというものが、最近、ホームページとか
で公開されるわけであります。

これが本当ならば、それを聞きますと、内容的
には、日商協のあつせん委員の態度あるいは威圧
の内で、黄丙玄を中心とする、こういった、こち
らから立

的立場でやつてゐるような対応になつていな
い。何か、一般の委託者のためではなくて、どう
考へても業界サイドの側に立つた対応をしてい
る、そいつた対応が見てとれるんですが、こう
いつたことに対する何か監査とかしてあるんで

○青木政府参考人 お尋ねの件については、私も承知しております。

実は、日商協のあつせん・調停制度でございますけれども、現在四十名の方が委員として委嘱をされておりまして、ほとんどの方が実は弁護士さんでございます。この制度、ある意味で、トラブルが起こった、事後策ではござりますけれども、大変有効に活用されております。

一つは、まず、無償で行われるということです。あります。やはり、事業者と違いまして、個人になりますと、なかなか、裁判費用とか弁護士さん費用を貢うというのもこれまで大変でございました。これがまず一点でござります。

それからもう一つ、次の二つの点において、実は、金錢的以外にも大変有利な、いわゆる片務的な制度になつております。

いということを日商協に申し出た場合には、商品取引員は、嫌だ、私は裁判でやるんだといったようなことは、実は許されておりません。どうしても、裁判に行きますと時間的、経済的にお金が大変でございますので、個人がここできちんと解決したいんだと言えば、それを企業の方はのむ必要があるというのが一点儿でございます。

それから二点目でございますが、調停案、これは大体三人から五人の弁護士さんが中心となつてつくるわけでござりますけれども、それで、個人が、私はこれで結構ですと言えば、仮に企業、商品取引員の方は、これが不満であつてもこれを受諾しなければならないという意味におきまして、大変私は有益な制度ではないかというふうに思つております。

た。これは、実は、日商協もちゃんと知つておりまして、すべての委員にもお配りしているようでござりますけれども、こういう事例、やはり時々ございます。これは、委託者サイドからもございま
すが、商品取引ナライドかかることも実はござ
ります。

います。やはり、一方的に偏りがあるのでないかというような批判が時々出たりするのも事実でございます。私ども、そういう情報を持つんだから、早速両方の批判に耳を傾けて、日商協のあつせん手続の中立性、こういうものが、いやしくも疑念が持たれることのないよう指導しているところでございます。

こういうお話をしますと、実は、大変御熱心に取り組んでいただいておる弁護士さんが、自分は悲しいというようなことをおっしゃるわけでござります。そういう疑念が持たれることのないよう、私どもあるいは日商協も、しつかりとした対応を今後ともやつていただきたいというように思つております。

○櫛井委員 消費者の苦情処理をする、そのあつせん委員の苦情処理の対応自体が苦情になつて出てくる、これは本当に問題だと思うんです。たとえそれが氷山の一角であつても、あるいは、調べに行く段階であつて、その調べに行くときに、やはり経済産業省のOBとかがそこにいたら、なかなか調べにくいつうことになると思うんですね。そういうことも考えて、こういつたところは、まさに公平で中立な対応、立場、こういつたものをきちんと管理できるよう、今後ともやつていただきたい、それで、苦情があればどんと調べていただきたい、これを強く要請していきたいと思います。

ほかにも、例えば、こういつたことだけではなくて、インターネット上、やはり最近インターネットの時代になつてきましたから、こういつたところで、特に掲示板で、まあ、本当かうそかというのにはつきり、証拠はあるのかといえあやふやなのがたくさんあるんですけれども、中には、どう考へても違う消費者から同じような内容の苦情、それも企業を名指しで何百件となく出てくるというような、そういうことが起つております。こういつたことは調査の対象としていくのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思ひます。

○青木政府参考人 今回の法改正案におきまして、いわゆる委託者保護というのを抜本的に強化しております。私ども、法令違反を把握した場合には、これは厳正な処分をやつていきたいと思っております。

通常、私どもがそういう端緒をつかみますのは、商品取引員から、財務状況、あるいは先ほど来議論が出ております委託者資産の分離保管状況、あるいはトラブルの状況、こういつたものを定期に報告をさせているわけでございます。そういうもとで、私ども、不斷の監視、監督を行つているわけでございます。

それから、現在、約百社弱の商品取引員がおりますけれども、年間、約三分の一程度に当たりま

す約三十社前後の商品取引員について、これは不意打ちの立入調査を実施しております。その中で、財務あるいは業務の内容について詳細な調査を行つております。

それから、こうした、いわば公式といいますか、正式な報告あるいは検査とは別に、今おつしやいましたようなインターネット情報、私も時々読ませていただいておりますけれども、あるいは直接、私のところを含めまして、委託者がから、いわゆる投書といいますか、そういうものも逐一参ります。信憑性の問題もございますので、そういうものをよく見ながら、商品取引への監視、監督に当たつて参考資料としているところでございます。

特に、私ども、今回、委託者保護の抜本強化に当たりまして、実は、業務改善命令という命令がございますが、従来、非常に限定をされておりました。今回は、それを、委託者の保護に欠ける場合に必要と認める場合といつたような非常に広範な場合に機動的に発動できるように条文を変えております。

こうしたものの厳正な法執行の上で、先ほど来ております各方面の情報、これをやはり敏感にとらえて、しっかりと分析、活用するということが基本であろうかと思つております。

○櫛井委員 なかなか、その判断は難しいと思いますが、こういつたインターネットとかにどんどん出てくる、あるいは非常に消費者から苦情が多く、その件数がどんどんふえてきて、もうこんなにたくさんの被害者が出てきたのにというときに、なつて初めて対応するのではなくて、もともと火種が出てきたときには、非常に消費者から苦情が多く、そのスピード対応にこういつたことも活用していただきたいと強く要請いたします。

そして、もし入り口で食いとめれば、これはなかなか、こういつた問題にはならないのであります。そして、勧誘に先立つて、今回は、商品の取引の勧誘であるということをきちんと通告しなければならないというふうに改正されるわけであります。

○櫛井委員 消費者の苦情処理をする、そのあつせん委員の苦情処理の対応自体が苦情になつて出てくる、これは本当に問題だと思うんです。たとえそれが氷山の一角であつても、あるいは、調べに行く段階であつて、その調べに行くときに、やはり経済産業省のOBとかがそこにいたら、なかなか調べにくいつうことになると思うんですね。そういうことを非常に公平で中立な対応、立場、こういつたものをきちんと管理できるよう、今後ともやつていただきたい、それで、苦情があればどんと調べていただきたい、これを強く要請していきたいと思います。

ほかにも、例えば、こういつたことだけではなくて、インターネット上、やはり最近インターネットの時代になつてきましたから、こういつたところで、特に掲示板で、まあ、本当かうそかというのにはつきり、証拠はあるのかといえあやふやなのがたくさんあるんですけれども、中には、どう考へても違う消費者から同じような内容の苦情、それも企業を名指しで何百件となく出てくるというような、そういうことが起つております。こういつたことは調査の対象としていくのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思ひます。

○青木政府参考人 今回の法改正案におきまして、いわゆる委託者保護というのを抜本的に強化しております。私ども、法令違反を把握した場合には、これは厳正な処分をやつていきたいと思っております。

通常、私どもがそういう端緒をつかみますのは、商品取引員から、財務状況、あるいは先ほど来議論が出ております委託者資産の分離保管状況、あるいはトラブルの状況、こういつたものを定期に報告をさせているわけでございます。そういうもとで、私ども、不斷の監視、監督を行つているわけでございます。

それから、現在、約百社弱の商品取引員がおりますけれども、年間、約三分の一程度に当たりま

す約三十社前後の商品取引員について、これは不意打ちの立入調査を実施しております。その中で、財務あるいは業務の内容について詳細な調査を行つております。

それから、こうした、いわば公式といいますか、正式な報告あるいは検査とは別に、今おつしやいましたようなインターネット情報、私も時々読ませていただいておりますけれども、あるいは直接、私のところを含めまして、委託者がから、いわゆる投書といいますか、そういうものも逐一参ります。信憑性の問題もございますので、そういうものをよく見ながら、商品取引への監視、監督に当たつて参考資料としているところでございます。

特に、私ども、今回、委託者保護の抜本強化に当たりまして、実は、業務改善命令という命令がございますが、従来、非常に限定をされておりました。今回は、それを、委託者の保護に欠ける場合に必要と認める場合といつたような非常に広範な場合に機動的に発動できるように条文を変えております。

こうしたものの厳正な法執行の上で、先ほど来ております各方面の情報、これをやはり敏感にとらえて、しっかりと分析、活用するということが基本であろうかと思つております。

○櫛井委員 なかなか、その判断は難しいと思いますが、こういつたインターネットとかにどんどん出てくる、あるいは非常に消費者から苦情が多く、その件数がどんどんふえてきて、もうこんなにたくさんの被害者が出てきたのにというときに、なつて初めて対応するのではなくて、もともと火種が出てきたときには、非常に消費者から苦情が多く、そのスピード対応にこういつたことも活用していただきたいと強く要請いたします。

そして、もし入り口で食いとめれば、これはなかなか、こういつた問題にはならないのであります。そして、勧誘に先立つて、今回は、商品の取引の勧誘であるということをきちんと通告しなければならないというふうに改正されるわけであります。

○櫛井委員 なつかれることができると思っております。

この制度でございますけれども、そもそもアメリカでこのきっかけとなりましたのは、日本と異なりまして、いわゆる自動電話装置というのがアメリカで開発をされまして、これが無差別大量の電話勧誘を次々と行うということで、一昨年来アメリカでは大変大きな社会問題になつたというのです。

例えば、田舎のおばあちゃん、おじいちゃんで気のいい方だつたら、何でも買つてしまふということが実際には頻発していると思うんです。そんな中で、例えば、こういつた先物取引の会社の電話番号は何かの信号があるなり、前が何番が始まると、何かほかの電話とは違う、認識できるシステムをつくり、電話契約のときに、こちらにそういう先物取引の電話はかかるこないといふようなセットができる。そういうことをしないと、例えば今のメールとかででも、いろいろな会員に入つたりして、どういつた情報が欲しいか、あるいは要らないかというのをチェックするようになつているんですね、こういつた商売のは要らない、こういつた銀行の情報はくれとかいうふうに。あれと同じように、電話もそもそもかかつてこないようセットできるんじゃないのかと思うんで、そういうことによつて、水際の入り口からばつと被害が広がらないようになります。そういうシステムは何か考へておられますか。

○青木政府参考人 今委員から、アメリカのいわゆるドゥー・ネット・コール・システムについての御質問がございました。

これは御案内のとおり、昨年の秋、十月から、アメリカにおきましては電話勧誘拒否登録制度というものが施行されたわけでございます。これは対象がすべての商品、サービスでございます。

簡単な仕組みを申し上げますと、電話勧誘を受けたくない消費者は、政府が管理する拒否者名簿、レジストリーに登録をすると、ということ。それから、電話勧誘業者につきましては、電話によつて勧誘する業者につきましては、その名簿の購入を義務づける。それから、電話勧誘業者は、みずから

からの勧誘対象の名簿から、この拒否者名簿に登録された電話番号を削除しなければならないといふわけでございます。いわゆるオプトイン、オプトアウトという二つの方式がございますが、こればかりでない方があつんじやないかと思われるんです。

そこで、まず、正式な報告あるいは検査とは別に、今おつしやいましたようなインターネット情報、私も時々読ませていただいておりますけれども、あるいは直接、私のところを含めまして、委託者がから、いわゆる投書といいますか、そういうものも逐一参ります。信憑性の問題もございますので、そういうものをよく見ながら、商品取引への監視、監督に当たつて参考資料としているところでございます。

特に、私ども、今回、委託者保護の抜本強化に当たりまして、実は、業務改善命令という命令がございますが、従来、非常に限定をされておりました。今回は、それを、委託者の保護に欠ける場合に必要と認める場合といつたような非常に広範な場合に機動的に発動できるように条文を変えております。

こうしたものの厳正な法執行の上で、先ほど来ております各方面の情報、これをやはり敏感にとらえて、しっかりと分析、活用するということが基本であろうかと思つております。

○櫛井委員 なつかれることができると思っております。

この制度でございますけれども、そもそもアメリカでこのきっかけとなりましたのは、日本と異なりまして、いわゆる自動電話装置というのがアメリカで開発をされまして、これが無差別大量の電話勧誘を次々と行うということで、一昨年来アメリカでは大変大きな社会問題になつたというのです。

例えば、田舎のおばあちゃん、おじいちゃんで気のいい方だつたら、何でも買つてしまふということが実際には頻発していると思うんです。そんな中で、例えば、こういつた先物取引の会社の電話番号は何かの信号があるなり、前が何番が始まると、何かほかの電話とは違う、認識できるシス

でアメリカの電話のそういうシステムは非常に有効だと考えていますので、ぜひその点も検討していただきたいと思います。

それとともに、ただただ、その被害に遭わなくて、普通に電話が先物業者からかかるつて、一方的に十分も二十分も話を聞かされる。それで、そちらの会社に伺つてよろしいですかと言つて、嫌だと言うと、どういう了見だとどちらにかけてきたりする。物すごく気分が悪いわけです。そもそも受けなくとも、そんな電話自体嫌だという、それだけ気分を害するんですから、そういうことがかかるつてこないシステム、あるいは入り込めないようなシステムというのをぜひつくつてくださいと強く要請いたします。

それで、何もかもうさん臭いような、そんなことばかり言われていると、先物取引というと、ああ、まだまされるんじゃないかということになれば、これは日本の市場は広がらないですから、そんな中でぜひ検討していただきたいのが、この業者というのは本当にいろいろな苦情がない、あるいは信用できる業者だというときに、例えばヨーグルトなんかだったら厚生の何がありますよね、あれと同じように、この業者は信用できますよというマークが何か、そういう示すものというのがあれば、そこと取引するのに非常に安心してぱっと連絡できるという部分になると思うんですね、そういう部分では何か対策はないですか。

○青木政府参考人 いわゆるマル適マークのようないい御質問だらうと思ひますけれども、どういう商品取引員がどういう基準で優良な事業者かといふ、基準をつくるのもなかなか難しゅうござります。

これは、先ほど来御説明していますように、やはりことしの年末を機に手数料が完全自由化をされ、そうした中で競争がさらに激化をし、優良な事業者はさらに伸びていただきたいですし、私も、そうでない事業者、これはもう当然市場から退出をしていただくというのが基本だらうと思ひます。

そういう意味で、最終的にはやはり投資家の判断にゆだねるべき問題だらうと思っておりました。これはやはり慎重であるべきだと思つております。ただ、何か問題がありましたときには、これはぜひ積極的に公表をしていきたいと思っております。

具体的には、私ども主務省で法令違反を確認いたしましたときには、行政処分を発動いたしますが、これは、処分を発表した日に私どもプレス発表をやつております。さらに、ホームページにも掲載をするといったような措置を講じてございます。

それから、先ほどお話をされました日商協の自主規制規則に基づきまして、実は、日商協のホームページにおきまして、各商品取引員の財務、業務について企業に開示を求めてございます。その中では、各社別に苦情件数ですとか訴訟の状況、こういったものも公表しておるところでございます。このほか、日商協が行つた会員に対する制裁処分、これについては当然、日商協の方で会員名、処分の内容、理由等々をホームページに公表しているところでございます。

私どもは今回、委託者保護を抜本的に強化いたしましたが、この日商協において、国民に対してもわかりやすい情報提供の充実改善のあり方について、強く指導してまいりたいと思っております。

○橋井委員 時間になりましたので最後に一言だけですが、わかりやすい情報提供とともに、賢い消費者というものをつくつていかなければ、これがどういったものもなかなか難しゅうございません。

○中山(義)委員 通告した質問の前に、外務省に對して、我々ちょっと、質問と反省を促したいと

いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○根本委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○根本委員長 次に、中山義活君。

○中山(義)委員 通告した質問の前に、外務省に對して、我々ちょっと、質問と反省を促したいと

いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○根本委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○根本委員長 この際、お詫びいたします。

各案審査のため、政府参考人として外務省大臣官房参事官長嶺安政君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○根本委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○根本委員長 この際、お詫びいたします。</

賭博が危険なところであるとわかつてやつてい
る、これはいいんですよ、ほうておけば。一生懸命おやりなさいと言つておけばいいんです。特に公営競馬や何かでは、それが公共の福祉になります、そういうふうにつながる場合もあります。

ただ、私が一番申し上げたいのは、健全な青少年であるとか、やりたくない人をそういうところに誘い込むようなことが一番いけないというふうに私は思っています。今回の基本はそういうところにあるのではないかですか。

だから、我々が日ごろから、学校の百メーター以内にはバチンコ屋をつくっちゃいけないとか、いろいろな法律がありますよ、そういう条例もあります。だから、それは、健全に物を考えている供たちにまでそういうことをやつしていく、そういう姿勢が国にあつたらだめだと思いますね。国はやはり、健全に汗を流して働いてお金をもうける人を、射幸心のある、何かやればハイリターンがあるんじゃないかというふうに思い込ませて、子供たちにまでそういうことをやつしていく、そういうことを一番重要視しなきやいけないわけです。

でも、昨今はそうじゃないわけですね。うまくかけごとをやってお金をもうける、そういう人を何となく度胸のある人だと、かけごとのうまい人は何か仕事でもできるような錯覚に陥るようないいことがあるわけですね。例えば、私は、サッカーやじなんかを説明しているのを見っていて、やはりいろいろそういうところがあるわけです。若い体は本来はやつちやいけないことなんですね。むしろ取り締まる立場でなければいけないと思うんです。

今回の問題について、私たちもいろいろもう既に、この委員会でも、これは修正すべきだ、法律を変えるべきだぐらいまで言つてているわけですね。まず、誘わない、嫌だと言つている人を絶対説わない。これについては法律を改正することも可

能であるし、または、いわゆるかけごとの内容が、要するに一番大切なのは、かけごとをやつている市場というものが本当に大切だという観点があるから、今、経済産業省もその市場というものに関しては一生懸命強く、各国に伍してやつて、けるようなものをつくっていきたい、こういうことがあるわけです。

一面、どうも賭博性があるもので、いろいろ素人を本来は誘いたくないという気持ちが大臣にはあるんでしょう。二つの矛盾した点があるんであります。だから、それが、それがあれら、やはり大臣はなかなか教育理念とか、それから投機とか投資とか金融という問題にすごくすばらしい理解を持っていると私は思っていますが、その辺、まことにまだそこまでそういうことをやつしていく、そういう意味では経済的な意義があるんだろうと思いまます。

○中川國務大臣 例えは今回の商品取引にしても、やはりそのマーケットができることによって需給あるいはまた将来に対するリスクヘッジという意味では経済的な意義があるんだろうと思います。

私、昔二十年以上前にある銀行にいたんですけども、そのころ、金融派生商品 デリバティブズという、これは実はリスクヘッジとして考え出された商品で、そもそもは、これによつていろいろなリスクをヘッジする商品ですよということです。

だから、マーケットそのものが全部だめというわけでもないし、マーケットそのものが全部悪だということでもないんですけども、やはり必要性を担保し、発展をさせるためには、やはりおのずからかなり厳しいルール、当事者、当業者、あるいはまた、一般の素人っぽい参加者の皆さんにかかるいはエンロンがお天気のデリバティブズみたいな商品をやつておかしくしゃつたとか、何でもかんでもマーケットにしちゃう。

これは、入り口はリスクヘッジなんですがれども、そこにはつとプロが入つてくると、まさにここにはつてきているというのが、幾つか実例があるわけでございます。

能であるし、または、いわゆるかけごとの内容が、要するに一番大切なのは、かけごとをやつている市場というものが本当に大切だという観点があるから、今、経済産業省もその市場というものに関しては一生懸命強く、各国に伍してやつて、けるようなものをつくっていきたい、こういうことができるわけです。

相場は手を出すな、先物は危ないよ、それから連帯保証人には絶対なるな、これは、商売をやつていたら、親が子供に伝えるときに一番大事なことなんですね。そのくらいのことなんですかね、先ほどからだれかが言つたように、何とか学校でも何でも、こういうものは、投機というのではなくて、勝てっこない、短期的には勝つかもしれないけれども、長期的には勝てっこないんだ。あるいは、リスクを伴いますよということを重々、頭だけではなくて実感としてわかつた上で参加をするということも、参加をしちゃいけないということはなかなか言いにくいでしょけれども、おれは、リスクを伴いますよということを重々、頭だけではなくて実感としてわかつた上で参加をするわけではなくて、実感としてわかつた上で参加をすることは、なかなか言いつくいんでしょけれども、おれの自由だろうということですけれども、やはりその辺はきちんとやるために、けさもまたこの法案について御審議をいただいているんだと思います。

だから、マーケットそのものが全部だめというわけでもないし、マーケットそのものが全部悪だということでもないんですけども、やはり必要性を担保し、発展をさせるためには、やはりおのずからかなり厳しいルール、当事者、当業者、あるいはまた、一般の素人っぽい参加者の皆さんにかかるいはエンロンがお天気のデリバティブズなどを覚悟していただくための我々としてやるべきことがたくさんあるというふうに感じております。

○中山(義)委員 今、覚悟がと言いましたけれども、私は、実は、商売を二十三歳ぐらいから始めまして、おやはもつ私が二十一のときに亡くなつたんですが、そのときに、遺言ではありませんけれども、連帯保証人になるな、それから相場には手を出しな、こう言われたんです。これはや

その辺は、経済産業省で指導しているかどうかわかりませんが、指導しているというとばくち打ちの胸元みたくなっていますが、そうじゃなくて、正しい、本当にこの市場を形成するためにそういう知恵や何かを出しているんですか。

○江田大臣政務官 先生がおっしゃられているのは、商品ファンとのように、多数の投資家の資金を集め、専門家の知識に基づいて運用対象を分散させて資産運用を行う方法のことを一つには言われているかと思います。これは、商品先物取引を行ったうのに行うのに比べましてリスクの低い資産運用手段でございまして、商品先物市場への資金流入を増加させるという上では、非常に有効な方法であると考えております。

現状としましても、商品取引員や機関投資家におきましても、商品取引員や機関投資家が見られているところでございます。このようないふるいが見られておりません。商品先物市場への資金流入を高めるための措置を講じておられます。第一に、証拠金等の委託者資産が確実に守られるように、委託者資産制度の抜本的な強化を行っておりますところでございます。第二としましては、商品先物取引の安全性を高めるために、清算機関、クリアリングハウスでございますが、その制度を強化しまして、特に、複数の取引所における取引の決済を独立の清算機関で一括して効率的に行うことができるよう、商品取引所外での機関を設けることを可能にする制度を整備したところでございます。

○中山(義)委員 そういうふうにお客さんを大切にすること、一つの気持ちが大切だと思うんですが、実を言うと、お客さんという立場の人を、いまだにこの業界では殺殺しなんという言葉が残っているんですね。残っているんですよ、現実に。だから、おかしな業界だと言つておるわけですね。私たちも、本当にお客様に利殖をしつかり勧

めて、もっと安定した、なるべくうまいもうけ口を少しでも探しやつて、非常にうまく、良識的にやればいいんだけれども、実は、向かい玉とか、手数料しかない、だから両建てみたいなことをやつたりしているわけですよ。こういうものは政令でぜひ取り締まつていただきたいと思うんですが、さらに、とにかく手数料さえ稼げばいいんだ、もうけ手数料しかないと、だから両建てみたいなことをやるわけですね。こういうものは法律で必ず禁止をしてもらいたい、このように我々は、同僚議員からもずっと要求しているわけでござります。

そして、さつきから言つておるよう、この業界はプロの業界、または機関投資家で、なかなか個人では難しいよ、これだけのリスクがありますよということをはつきり言うということにおいては、自分から入りたい、どうしてもやりたいといふ人以外は本当は誘つちゃいけないところなんですよ。無理やり競馬場に連れていくつて、券買え券買え、競輪場に行つて券買え、買え買えと。おれは絶対当たるから、一一五で買えは絶対五十万もうかるとかいつて、そういう人よくいるでしょう。

そういう無責任な人と全く一緒なんですよ。だからそういうことは絶対やめさせるし、再勧説はしないということは、御答弁からいつても法律に書き込んでもらえるというふうに私たちは信じておるわけですね。

例え、今石油がどんどん上がつてきている、ガソリンが上がつてきている。きのうは大豆がすごく上がつてきているという話も出ましたよ。やはり消費者がからすれば、そういうものをできるだけ安定して供給をしてもらいたい。こういうことから考え

れば、日本の市場をしっかりともらいたい。ところが、上海なんかの市場がどんどん伸びているけれども、どうも日本の市場が低迷している。これはちょっと聞きたいんですけど、日本と太刀打ちができるんですか。だから、ただ郵便貯金や銀行だけじゃなく

また、今みたいな市場でもし日本の市場がおかしくなれば、どういう弊害があるんですか。やはり日本は貿易立国ですから、そういう面で商品の値段とかそういうものは大変大事だと思うんですね。そういう面で、金融という感覚からいっても、イギリスのウインブルドン現象とかいろいろなのがありますね、どんどんどんどん市場がよそへ移っちゃう。こういうことも私としてはまずいと思うので、市場を強化することによって、日本本のメリットはどこにあるか、これを説明してください。

○坂本副大臣 外国の商品先物市場に市場を奪われるか、次のようなメリットが失われることになります。一つは、為替リスクや時差という大きなハンディ、不便さを回避できます。これができないくなるということですね。それから第二に、我が国が需給を反映した価格を内外に発信し、国際価格の形成に影響力を行使できることができないなくなることがあります。いわば取引が受動になるわけですね。第三に、流動性を供給する資金を流入させ、商品そのものから金融関連までの幅広い情報が集められるんですが、これもなくなってしまうことがあります。いかに売りだつたら商売人が買ひをやるとか何とかやつて、非常に投機的なところに引きずり込んでいくんですね。こういうのはいかにもよくなくて、やはりお客様にはもうけさせることができないんですよ。お客様は、もうけなきや次来ないんですよ。すつてんでんにしちゃだめなんですよ。そういう商売ということで市場を考えたときには、もっと知恵を使わなければ、やはりこの業界は伸びないと思うんですね。

そういう面で、まずはお客様に信用され、それから嫌なお客様は引き込まないと、そういうことは、もうこれは法律で絶対禁止できるような、法律に近いものを全部つらなきやだめだと思うんですね。特に、嫌だというものをまた再度やつたが、二〇〇三年には世界六位にまで上昇しています。二〇〇二年には世界九位だったんですけど、二〇〇三年には世界六位にまで上昇しています。こうした状況下で、自前の商品先物市場を整備することは極めて重要であると考えておるわけですね。

また、先ほど言つた手数料を稼ぐ。これは單にお客さんを殺すためですね、手数料を稼ぐところは、何回も何回も売買させれば手数料がかかるわけですから、それをただやらせておるだけ。これじゃお客様をもうからせていないんですね。市場という限りは、お客様をもうけさせよ。市場という限りは、お客様をもうけさせるとこが市場なんですよ。それが商売なんですよ。そういうことをもうちょっと理屈の上で考えていたら、金融市场というものはやはりしっかり育てていくべきだと私は思うんですね。

○中山(義)委員 それだけ重要な市場というものをおこう活用していくか。私は、この一ヶ月ぐらいいろいろな証券、先ほど再生ファンやベンチャーファンドの話をありましたよね、やはり金融というものをしっかりと理解することがこれから

て、やはり証券というものを買つたり、ファンでに一般の人も参加していく。日本の新しい再生とかそういうものにもやはり金融というものが働いていかなきやいけないわけですね。そういう面では、この委員会は、ある意味では新しい金融というところから物を考える委員会だというふうに思うんですね。

そういう面で、より積極的に市場をつくってい、それは何なのか。それは、やはり国民の皆さんがみんなその市場を信頼するということだと思ひますね。アメリカのをただ日本に引っ張つてきて、弱肉強食で強いものだけが勝つ、こういう世の中じゃ私はまずいと思います。

ちょっと、長年ずっと私ども不正競争で、いろいろ取引で問題を上げてきたのがあるんですが、一般の人たちに信頼されるという商売、それは、物を売る側には、ただ安ければいいというのじゃなくて、売った限りはその商品を保証したり、またはある程度の利益がないと商売というのではできないわけですよ。

そういう面から見ると、私は、きょう公取の竹島委員長がいらっしゃるのでちょっと質問したいんですけれども、前よく私は家電の不当廉売なんか話しましたよね。不当廉売についても大分御理解いただいた。それから不当表示、これも市場に間違つた形で引き入れていくようなことも随分やっている業態なんです。例えば家電でも、アウトサイダーのカメラ屋さんが今度家電をやる。全然違う商売の仕方をしてくる。とんでもない安値で売る。しかし、安値で売っていると書いてあるんですけど、実は定価がないんですね。そういうような不正表示というのは随分あるんです。

私も随分これは今まで公取さんに言つてきて、公取さんはどういうところか、商売を活性化させるために経済の市場をそうちつてどんどん活性化するところかと言つたら、いや、我々は、活性化するところの、そういうことはどんどん協力はしますが、むしろ取り締まるところだ、このようにも言つているわけです。あの家電業界の不

当廉売や不当表示、目に余るものがあるんですね。それが、委員長、どうでしょうか。

そういう面では、適正な商売の仕方としては、この委員会は、ある意味では新しい金融といふうんですね。

私がともも、特に家電、ガソリン等の石油製品、それからお酒、そういう業界で特にそういう問題、不当廉売については今の三つが有名なわけでございますが、きちんと景品表示法の考え方を示して、こういう場合には景品表示法の違反になりますよというふうなことを関係業界、家電の場合には家電の公取協というのがございりますけれども、そういうところを通しまして考え方を周知していく

ますし、具体的な事例に関してはきちんと対応させていただいているつもりでございます。これが

らもそういう姿勢で臨んでいきたい。特に家電業界につきましては、しばらくやつておりませんで

したけれども流通実態調査を今やつております。

で、夏ぐらいまでにはその結果も取りまとめられ

るのじやないかと思つております。

そういうことで、メーカー・サイドそれから量販店サイド、両方にきちんと問題意識を持つていた

だくというふうなことでやつていただきたいと思つております。

○中山(義)委員 これもさつきの客殺しではありませんが、小売業殺しといふか、隣でどんどん安くすれば町の電気屋さんなんかなくなっちゃうわけですね。酒屋さんもおかしくなっている。もう

けです。商店街がやはりシャッター通りになつては困るわ

けですね。

ただ、やはり電気製品とかそういうものは製品

を売るだけじゃなくて、電器というものを通じて

電気屋さんが、ちょっととうちの電気製品がおかしくなつては困るわ

けですね。

だからお話ししているよう、お金を稼ぐのは地

道に汗をかいて稼ぐのが一番正しいので、ほんと

一獲千金で大きな商売をやつて周りをつぶして、

ております。

○竹島政府特別補佐人 やはり消費者によりよい

ものをより安く、それに対しても十分に評

価をして喜んでお金を払う、こういう経済社会が

その後自分たちはゆっくり商売をやろうなんて考

えを持たれたら、みんな町の商店街はつぶれちゃ

うです。そういう面では、適正な商売の仕方と

か、そういうことは大いに促すという環境のも

とで、しかし、公正な競争ということにきちんと

目を向けていきたい。

そのためには、独禁法、景品表示法の厳正な執

行ということについて、引き続き体制整備を含め

まして努力させていただきたいと思います。

○中山(義)委員 質問を終わります。

○根本委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党的塩川鉄也です。

きょう、最初に、特定商取引法案にかかわつ

て、消費者被害の相談業務の最前線に立つておら

れる消費生活相談員の方の現状、抱える課題につ

いて質問させていただきます。

内閣府においておいでいただいておりますが、この

間、大変消費者被害の相談件数が急増していると

いうことが言われております。国民生活センター

でも集計をされておられるPIO-NETの数字

で、二〇〇〇年度以降の各年度ごとの相談件数に

ついて数字を示していただけますか。

○委員長退席、塩谷委員長代理着席

○永谷政府参考人 PIO-NETで集計してお

ります。消費生活相談情報の件数であります。

二〇〇〇年度が五十四万七千件、それから二〇

〇一年度が六十五万六千件、それから二〇〇二年

度が八十七万四千件。それから、あと二〇〇三年

度でありますけれども、これは最終的に年全体の

数字が上がつてくるのにもう若干の時間がかかる

のですけれども、四月の八日現在での件数で既に

百万件を超しております。今、四月の八日の時

度でありますけれども、これは最終的に年全体の

数字が上がつてくるのにもう若干の時間がかかる

のですけれども、四月の八日現在での件数で既に

百八十八万件ぐらいになつてているという状況で

あります。

○塩川委員 二〇〇一年度が六十五万件で、昨年

度、集計途中でこれからさらに伸びるという状況

であつても現時点で百八十八万件ですから、二年間

で相談件数が倍加をする、大変深刻な実態に今あ

ることが言えると思うんです。

その上で、消費生活相談員の現状の問題なん

続いているところでございますが、一つは、地方自治体職員に対する研修の機会を提供しているところでございます。二点目は、各消費生活センターと法律の解釈や運用等につきまして、緊密に情報、意見交換をしているところでございます。そして三点目には、各地方自治体が消費生活センター等で活用する消費者行政に関する広報素材とかパンフレットを提供している、さまざま協力を実行っているところでございます。

今後とも、この関係消費者行政の地方での充実強化に向けた支援に努力をしていきたい、そのように考えております。

消費生活センターというのは地方自治体の機関であります。そこで、相談員をどれくらい採用するかとか、あるいはその待遇をどうするかというのには、各自治体が自主的に決めるという性質のものであろうというふうに理解しております。

したがいまして、私ども、側面から、相談員の雇用の実情を把握して、自治体に対して、相談員の育成あるいは人材の確保、それから専門性の向上の観点から配慮してくださいといふようなお話をいをやつてきてているということであります。

○塩川委員 資質向上については、研修はやってるけれども、待遇改善については自治体任せになつて、切迫感はない、そんな舌ざりますけれども

にその相談員の方にしわ寄せが行つてはいるといふのも、そういうような実態もあるということだなうと思います。そういう部分を少しでも緩和するアドバイスなど、いろいろな、例えば、自治体にとっては、相談業務を相談員協会みたいなところに委託して、まさにアウトソーシングするよう形で、全体の、トータルの人件費とか何かを抑へるような形で数をふやすような動きも出てきているということになります。

まさに、限られた資源の中でどういうような形で十分にやつていけるようにするか、私どもとしても、これからも知恵を出していかなければいけないところがもう二つうに思っております。

でありますけれども、基本的には、地方自治体が
自主的に判断するというのが基本であります。
したがいまして、国の方で一律に基準をつくっ
て、個々に、これぐらいのところにはこれぐらい
の相談員を置けとかというような形というのが本
当に望ましいのかどうか、ちょっとそのあたりは
いうのはまだ検討の余地があるんじゃないかとい
うふうに思います。

○塩川委員 要するに、国の方は何かもう丸投げ
しているような話で、情報だけは上げてこい、國
民生活センター PIO-NETについて、そわ
ぞれ情報を上げて集計して、これについてはいこ
から手当してよつとへう舌ですよ。ざなげんじ

○永谷政府参考人 相談員の役割というの
は、これからますます重要になっていくとい
うことです。 埼玉県委員長代理退席 委員長着席

ります。そういう認識のもとで、私どもとしましては、まず資質向上にかかる部分でありますけれども、国民生活センターを通じて、相談員にいろいろな研修等をやる、それから情報提供をするということをやっております。

まず情報提供でありますけれども、悪質商法等について注意情報等を流す、それでもうて苦情に対応していただく材料にしていただくというようになこともやっておりますし、それから、相談に不可欠な法律に関する知識、まさに専門的な知識に関する研修等もやっているということであります。

その研修の方でありますけれども、具体的に由し上げれば、例えば、相談員を対象にした研修コース、平成十二年度で十五コースぐらい持つていただんですけれども、平成十五年度にはそれを三十七コースにふやしております。それから、地方在住の相談員の方に対して、地方で開催する研修コースというのもふやしております、これも同じ期間に五コースから二十三コースという形でやっている、充実を図っているという状況にあります。

せて、資質向上という点についても、きちっと占
治体に対して物を言う必要があるんじやない
か、そもそも、相談員というのは専門家として不
可欠な存在だと思いますから。その点、改めて、
内閣府、いかがですか。

○永谷政府参考人 多少の繰り返しになつて恐縮
でありますけれども、いずれにしましても、これ
は、相談員の処遇をどうするかということは、其
本的には地方でもつてお決めになつていただく手
であります。

今、先生おっしゃつていましたように、地方行政
政が非常に逼迫しているという状況の中、徐々に

の改正法案が国会に出ているという状況であります。その改正法案の中では、まさに基本法の中でこの相談員をそれなりにきちんと位置づけるというような方向で議論が進みつつあるというふうに私は聞いております。

○塩川委員 その上で、学校であれば生徒数に応じた教員配置基準がある、あるいは、保育所であれば園児に応じた保育士の配置基準がある、同じような形で、こういった消費生活相談員の配置基準というのを設ける必要があるんじやないか、この点はいかがですか。

○永谷政府参考人 何回も繰り返しになつて恐れ

励ましの言葉をぜひいただきたいと思います。
○中川国務大臣 一般的の消費者の皆さんがいろいろなトラブルに巻き込まれて、そのダメージで、どうか非常に大きい中で、どこに相談に行つていいかわからないというときに、最寄りの消費者活動センターに行つて、やつていくということです。非常にいろいろな相談があるんだろうと思ひます。商品先物とか特定商取引とか、いろいろなものがあるんだろうと思ひますけれども、真摯に対応していただいて、いろいろなアドバイスを適切にやつていただくという本来の業務は、非常に大事な、市民生活の本当に大事な部分だと思います。

分野での金融商品などについての被害も現実にござる。そこで、そういう相談に対するためには、こちらも勉強して磨きをかけなくちやいけない。これは、研修の必要性ということをはつきり当事者の方も求めているわけですから、問題は、最近は自治体が財政難を理由に相談員の研修費の予算を削っている。これでは、相談員の生命線を断たれるようなものだ。

こういう問題について、はつきり国からも物を言つてほしい。國として都道府県に権限を移譲するようなことを行つてはいけない。この問題についても、きちっと古くから、資質向上という点についても、きちっとおおきな存在だと思いますから、その点、改めて、内閣府、いかがですか。

○永谷政府参考人 多少の繰り返しになつて恐縮

いまいなんじやないかと率直に思うんですよ。消費者保護基本法を見ても、この消費生活相談員の位置づけというのは何もないわけで、私はこの点、もう少し考える必要があるんじゃないかなあと。ですから、苦情処理体制に専門家としての消費生活相談員は不可欠だ、そういう位置づけにいてもと鮮明にする必要があるんじゃないから、いう点についてはいかがですか。

○永谷政府参考人　これは、消費者保護基本法というのではなくて、先生御案内のとおり、当初できましたときは議員立法の形でできた法律であります。今、同じく議員提案の形でこの消費者保護基本法の改正法案が国会に出ているという状況であります。その改正法案の中では、まさに基本法の中にこの相談員をそれなりにきちんと位置づけるというような方向で議論が進みつつあるというふうに私も聞いております。

データを集めるだけじゃないか、こういう声も少しがつてはいるわけですよ。

データというのも、何もコンピューターにそのまま入っていくわけじゃないでしょ。相談員の人方が一件一件相談に乗つて、その相談の結果についてカードに記帳するんですよ。そうやって、生懸命の業務を、それこそふろしき残業になるとうな格好で現場は努力しているのですから、こういった現状を踏まえた専門家としての消費生活相談員の位置づけというのを国として明確にすべきだと、率直に思います。

その上で、大臣から、消費生活相談員の方への励ましの言葉をぜひいただきたいと思います。

○中川国務大臣 一般的の消費者の皆さんがいろいろなトラブルに巻き込まれている、そのダメージというか非常に大きい中で、どこに相談に行つていいかわからないといったときに、最寄りの消費生活相談センターに行つて、やつていくということ

じた教員配置基準がある、あるいは、保育所でそ
れは園児に応じた保育士の配置基準がある、同じ
ような形で、こういった消費生活相談員の配
置というのを設ける必要があるんじゃない
か、この点はいかがですか。

○永谷政府参考人 何回も繰り返しになつて恐
れ

で、非常にいろいろな相談があるんだろうと思ふ。商品先物とか特定商取引とか、いろいろなものがあるんだろうと思ひますけれども、真摯に對応していただいて、いろいろなアドバイスを適切にやつていただくという本来の業務は、非常に大事な、市民生活の本当に大事な部分だよ

思ひますので、国としても大いに頑張っていただきたいというふうに思つております。

○塩川委員 ありがとうございます。

次に、商品取引所法案について、委託者保護にかかわって、適合性原則の強化について質問いたします。

この適合性原則の強化について、どのような運用ガイドラインを策定、公表される予定か、お尋ねします。

○青木政府参考人 御案内のとおり、今回の改正案において、適合性原則、これを従来とは異なり、法律上の義務として明定をいたします。これをしてガイドラインを策定、公表し、その実効性を確保していきたい、このように考えております。

その具体的な内容でございますが、今後しっかりと検討してまいりたいと思ひますけれども、例えば現時点では、当初の勧説行為、これについての適合性原則で申し上げますと、最近、やはり高齢者と申しますが、において、いろいろ苦情が多いといったようなこともございますので、例えば一定年齢以上、こうした方に対する勧説は原則としては行つてはならない。これは適合性原則の恐らく知識の方からくる要請だろうと思ひますけれども、そういうものとに、具体的に定める例外の場合についてのみ、厳正な各社の社内審査手続のもとに勧説を認める、こういったようなことを考へているわけでござります。

また、さらに、取引開始後の行為につきましても、例えば未経験者の委託者の場合に、一定期間、いわば習熟期間においては、原則として取引量を一定基準以下とする。具体的に定める例外の場合において、やはり社内審査手続のもとに基準以上の取引をするということも例外に認める、こういったような内容が盛り込めないか、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○塩川委員 初時の勧説行為のところで、一定年齢以上の高齢者に対する勧説というのは原則行つてはならないということのお話があつて、あわせ

て、他の委員の方の質疑の中でも、例外はできるだけ具体的な要件を定めるという形で述べておられました。そういう意味で、その一定年齢というのは何歳ぐらいを想定しており、できるだけ具体的な要件のものとにその例外を認めるという、そのための具体的な要件というのはどういうものなのかといふことをお示しください。

○青木政府参考人 一般的に言つて、商品先物取引、相当ハイリスクでございますが、こういう適合性があるかというのではなく、大変難しい問題でございます。さまざまな判断要素を加味して検討する必要があると思います。例えば、高齢者に関するトラブルの実態、あるいは商品先物取引に係ります裁判例の最近の蓄積、こういったことを、よく実態を踏まえまして今後検討してまいりたいというふうに考えております。

その例外でございます。これにつきましても、先ほどとの反対で、どういう場合に例外として認めしていくのかというのをよくよく検討してみたいと思いますけれども、例えば知識という観点から、仮に一定年齢以上を原則で禁止するということがあれば、やはり知識という観点が非常に重要なことがあります。したがつて、例えば過去において商品先物の経験がある、そして商品先物の仕組み、リスクを十分に理解している、こういったようなことが場合によつては例外として当たるかもしれないかもしれません。これも過去の判例の蓄積、そういうふたものも、よく実態も踏まえて、今後しっかりと法施行までに検討してまいりたいと思います。

○塩川委員 やはりこの間のいろいろな被害事例を考えても、そもそも未経験者に対する勧説することそのものが行われてはならないという不招請勧説の禁止というのを真つすぐ貫くことが原則じゃないか。私、そういう意味でも、不招請勧説の禁止というのをきつちり法案に入れるべきだ、このことを思ひますけれども、その点、いかがでしょうか。

○小川政府参考人 不招請勧説の禁止に関する御質問でございますけれども、お客様から希望がある場合を除いて、事業者側からの電話等による勧誘を一律禁止するということだと思いますけれども、やはり営業の自由の制約という問題もござりますし、いずれにしましても、商品先物取引だけでも、やはり商品取引の未経験者、そもそも見えたこともさわったこともないという人は、その例外というふうにはならないわけですね、その点だけ。

○青木政府参考人 さまざまな要素を加味してまいると思いますけれども、そういうものがあれば、比較的の可能性が高いということは言えようかと思ひます。

○塩川委員 財産の状況があると思うんですが、例えば、高齢者の方ですから、収入がもう年金のみだ、年金收入のみが収入だという方、高齢者については、何歳ぐらいを想定しており、できるだけ具体的な要件のものとにその例外を認めるといふことは、なかなか難しいかなと思うんですが、その点、いかがですか。

○青木政府参考人 これも例外を考えるときのさまざまな判断要素でございます。確かに、一つとでございますが、こういう適合性があるかというのを大変難しい問題でございます。さまざま判断要素を加味して検討する必要があると思います。例えば、高齢者に関するトラブルの実態、あるいは商品先物取引に係ります裁判例の最近の蓄積、こういったことを、よく実態を踏まえまして今後検討してまいりたいといふうに考えております。

その例外でございます。これにつきましても、先ほどとの反対で、どういう場合に例外として認めていくのかというのをよくよく検討してみたいと思いますけれども、例えば知識という観点から、仮に一定年齢以上を原則で禁止するということがあれば、やはり知識という観点が非常に重要なことがあります。したがつて、例えば過去において商品先物の経験がある、そして商品先物の仕組み、リスクを十分に理解している、こういったようなことが場合によつては例外として当たるかもしれないかもしれません。これも過去の判例の蓄積、そういうふたものも、よく実態も踏まえて、今後しっかりと法施行までに検討してまいりたいと思います。

○塩川委員 やはりこの間のいろいろな被害事例を考えても、そもそも未経験者に対する勧説することそのものが行われてはならないという不招請勧説の禁止というのを真つすぐ貫くことが原則じゃないか。私、そういう意味でも、不招請勧説の禁止というのをきつちり法案に入れるべきだ、このことを思ひますけれども、その点、いかがでしょうか。

○小川政府参考人 不招請勧説の禁止に関する御質問でございますけれども、お客様から希望がある場合を除いて、事業者側からの電話等による勧誘を一律禁止するということだと思いますけれども、やはり営業の自由の制約という問題もござりますし、いずれにしましても、商品先物取引だけでも、やはり商品取引の未経験者、そもそも見えたこともさわったこともないという人は、その例外というふうにはならないわけですね、その点だけ。

○青木政府参考人 さまざまな要素を加味してまいると思いますけれども、そういうものがあれば、比較的の可能性が高いということは言えようかと思ひます。

け、一度断つた人に対する再勧説の禁止、それから商品先物取引の仕組み、リスクの説明義務、あわせて御質問の適合性原則、そういういた勧説規制の強化の措置を行つておるわけでございます。

○塩川委員 これは、入り口からもう誘わないといふことを本来の原則にすべきだ。

一般投資家にはそもそも不向きな先物の商品取引ですから、商品先物取引というのは当事者などに限ることを貫いてこそ、市場の信頼性も高め、また市場機能の向上につながる、この点を指摘して、質問を終わります。

○塩川委員 これにて各案に対する質疑は終りました。このことと本來の原則にすべきだ。

○根本委員長 ただいま議題となつております各案中、まず、内閣提出、商品取引所法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、櫻田義孝君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及びグループ改革の四派共同提案に係る修正案が提出されております。

○根本委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。村井宗明君。

商品取引所法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○村井(宗)委員 ただいま議題となりました商品取引所法の一部を改正する法律案に対する修正案について、商品取引所法の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及びグループ改革を代表いたしました

商品市場における取引等につき、商品取引員が行つてはならない行為に次の行為を加えるものとすることあります。

第一に、委託の勧説を受けけることを希望しない旨の意思を表示した顧客に対し、その委託を勧説すること。

政府は、消費者保護に万全を期すため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 消費者に対して本改正内容の周知徹底を図るため、消費者団体等の協力を得つつ、啓発活動の充実に努めること。特に、高齢層、若年層に被害が多発している現状にかんがみ、学校教育、社会教育の一層の充実を図ること等により、消費者被害の未然防止に努めること。

二 消費者トラブル防止のため、地方自治体の消費生活センター及び国民生活センターが引き続き消費者トラブルに関する相談窓口として有効に機能するよう努めるとともに、国としてトラブルに関する情報の一層迅速な把握と分析に努めること。特に、連鎖販売取引については、トラブルの実態把握に一層努め、被害の未然防止に万全を期すこと。

三 報告徴収及び立入検査の対象事業者の拡大に伴い、法執行にあたる人員の増大を含め本法の適切かつ機動的な執行に努めること。

四 消費者トラブルの現状にかんがみ、違法行為に対するは関係省庁、地方自治体、警察の連携体制の一層の緊密化を図りつつ、機動的かつ厳正な行政措置を發動するとともに、そのための取締体制を整備すること。

五 本改正による規制強化や連鎖販売取引による中途解約制度の新設等について、事業者等に法改正の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

○根本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○根本委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○根本委員長 次に、不正競争防止法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入るのですが、討論の中に出がありませんので、直ちに採決いたします。

内閣提出、不正競争防止法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○根本委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中川國務大臣 この際、両附帯決議について、中川経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。中川経済産業大臣。

○中川國務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、これらの法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

八 商品市場における取引等につき、顧客に対する買付けその他これに準ずる取引とこれらの取引と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう)の数量及び期限を同一にすることを勧めること。

○根本委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○根本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○根本委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十八分散会

商品取引所法の一部を改正する法律案に対する修正案

商品取引所法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第百三十六条の十八第五号を同条第八号とし、同条第四号の次に三号を加える。改正規定のうち「同条第八号」を「同条第九号」に、「三号」を「四号」に改め、同条第五号中「意思」の下に「(その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。)」を加え、同条第七号中「あらかじめ」を「その勧誘に先立つて」に、「告げないで」を「告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで」に改め、同号の次に次の二号を加える。

八 商品市場における取引等につき、顧客に対する買付けその他これに準ずる取引とこれらの取引と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう)の数量及び期限を同一にすることを勧めること。

○根本委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○根本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

平成十六年四月二十二日印刷

平成十六年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者

国立印刷局

C